

令和元年 5 月 22 日

監 査 報 告 書

学校法人 新潟平成学院

理事長 星 野 元 殿

監事 伊 藤 孝 憲 ㊟

監事 北 村 芳 明 ㊟

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項の規定に基づき、平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）の学校法人新潟平成学院の業務及び財産の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告致します。

1. 監査方法の概要

理事会・評議員会等の重要な会議に出席したほか、学校当局者に業務執行の報告を求めると共に重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている大学において業務及び財産の状況を監査致しました。また、本学院が監査契約を締結している公認会計士及び税理士と連携を取り、計算書類等につき検討を重ねました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び各収支計算書は学校法人の財政状態及び経営状況を正確に示し、事業報告書は学校法人の現況を法令若しくは寄附行為に従い適正かつ正確に示していることを認めます。

以上